

社会福祉法人天塩町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人天塩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員及び部会又は委員会の委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長、常務理事については、別表第1のとおり報酬を支給する。ただし職員が常務理事を兼務する場合は報酬を支給しない。
- (2) 会長、常務理事以外の役員等については、別表第2、別表第3、別表第4のとおり報酬を支給する。ただし職員が兼務する場合は報酬を支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 会長、常務理事については、別表第1に定める額
 - (2) 非常勤の役員については、別表第2に定める額
 - (3) 評議員については、別表第3に定める額
 - (4) 部会又は委員会の委員については、別表第4に定める額
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、月の中途において新たに会長、常務理事に就任した場合は、就任の日から日割り計算によって支給し、月の中途において退任した場合は、退任の日までの日割り計算によって支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 会長、常務理事に対する報酬等の支給日は、翌月の5日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、社会福祉法人天塩町社会福祉協議会契約職員等就業規則第27条ただし書きに準じた日とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 3 会長、常務理事以外の役員等に対する報酬は、理事会、評議員会、委員会等への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める役員等費用弁償支給規程に基づいて、旅費を支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人天塩町社会福祉協議会役員報酬規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1（会長・常務理事の報酬）

役職名	報酬の額
会長	月額 70,000円
常務理事	月額 0円

別表第 2（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

	日 額
理事会等会議への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

（2）監事

	日 額
監事監査への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

別表第 3（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

別表第 4（部会又は委員会の委員の報酬）

	日 額
部会又は委員会への出席	3,000円